

森林整備保全事業の諸経費率の一部改正について

改正後

現行

1 一般管理費等及び消費税等相当額

ア一般管理費等の算定

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費率等	23.57%	(注) 1一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注) 1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

1 一般管理費等及び消費税等相当額

ア一般管理費等の算定

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費率等	22.72%	(注) 1一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(注) 1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = -5.48972 \cdot \log(Cp) + 59.4977$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。